

会議の名称	(番号) 2 - 1 5	墨田区入札等外部審査委員会
開催日時	令和 8 年 7 月 1 0 日 (金) 午後 3 時から午後 4 時 1 0 分まで	
開催場所	8 2 会議室	
出席者数	委 員 3 名 区 10 名 事務局 3 名	【 委 員 】 鈴木利治 阿部かおり 田尾亮介 【 区 】 総務部長 契約課長事務取扱総務部参事 公共施設マネジメント推進課長 同係長 (2) 地域子育て課長 道路・橋りょう課長 同係長 庶務課長 同係長 【事務局】 契約係長 契約係主査 契約係職員
議 題	1 入札及び契約手続の運用状況等の報告 (令和 7 年度下半期分) 2 抽出案件の審査	
配 付 資 料	1 令和 7 年度下半期発注案件一覧表・受注業者別受注件数等 2 令和 8 年度第 1 回墨田区入札等外部審査委員会 (令和 7 年度下半期発注案件分) 抽出案件一覧表等	
会 議 概 要	1 報告案件 前回の会議概要等の公表について 入札及び契約手続の運用状況等の報告 (令和 7 年度下半期分) 別添資料のとおり、墨田区入札等外部審査委員会の組織及び運営に関する要綱 (以下「要綱」という。) 第 2 条第 1 号の報告を受けた。 2 抽出案件の審査 田尾委員が抽出した次の入札及び契約について、要綱第 2 条第 2 号の審査を行った (主な質疑、意見等は、別紙のとおり) 。 なお、これらの入札及び契約につき、要綱第 2 条第 3 号に規定する意見具申を行うべき不適切な点等は認められなかった。 庁舎 1、2 階及びすみだリバーサイドホール改修工事 新辻橋撤去道路築造工事 (その 4) 第四吾孺小学校外構整備工事 旧向島中学校屋内運動場バスケット装置修繕工事 文花児童館等複合施設新築に伴う発掘調査等業務委託	
所 管 課	総務部契約課	

1 庁舎 1、2 階及びすみだリバーサイドホール改修工事

委員の質疑、意見等	区の回答等
契約金額が約 13 億円と、期間中で一番高額な工事であるが、入札の経緯を確認したい。	予定価格を 12 億 9,787 万 9,000 円で設定し、低入札調査価格及び失格基準価格を設け、制限付き一般競争入札を行った。 その結果、1JV から参加申込みがあり、12 億 9,778 万円で落札した。
本工事の全体像について確認したい。	墨田区庁舎とリバーサイドホールは一体的に整備された建物であり、本工事では 1 階及び 2 階の執務室を除くエリアを対象として、大規模修繕工事を実施するものである。 概要としては、2011 年に発災した東日本大震災により、大規模施設の天井が落下する事例が発生したことを受け、大規模施設の天井に関する耐震基準が建築基準法の改正により強化されたため、庁舎の 1、2 階を繋ぐエスカレーター上部の天井とリバーサイドホールのイベントホールについて、耐震化を実施するものである。 また、竣工から 30 年以上が経過しており、老朽化や利用ニーズの変化も見られることから、併せて施設のリニューアルや機能転換のための工事を実施する。
工期が長い工事であるが、途中で部材が発注できなくなるなど、工事が遅れたりするおそれはないか。	世界情勢の影響を受けることなどが想定されるが、現時点では予定通り完了する見込みである。

2 新辻橋撤去道路築造工事（その 4）

委員の質疑、意見等	区の回答等
本件は入札の結果一度不調になり、その後業種を変更して再度入札を行い落札となっているが、経緯を確認したい。	本件は一般土木工事の業種で希望型指名競争入札を実施したが、その結果全者辞退により不調となったものである。 これを受け、工事内容の一部見直しを実施し、再度起工をしたところ、見直し後の工事内容について、道路舗装工事の内容が占める

	割合が多くなったことから、業種を道路舗装工事に変更してあらためて入札を実施したものである。
工事内容の見直しについて、どのような変更を行ったのか。	本工事の施工場所はバス路線にもなっており車両の交通量が多いことから他の工事の様に車両を通行止めにして施工することが困難であり、車両を通しながら作業をするため、作業帯を切り回しながら実施する必要がある。 この切り回しの作業について、区の積算と事業者の積算が合わないことで金額が超過したことが不調の要因であったため、工事内容の見直しを行った。 具体的には、橋が架かっていたことを記録するためのモニュメントの設置等の作業を本工事から除き、積算が合わなかった作業を見直した。その結果、業種の変更と、起工金額の増額を行ったものである。

3 第四吾嬬小学校外構整備工事

委員の質疑、意見等	区の回答等
本件は2度の入札の結果不調となり、その後随意契約により契約を締結しているが、経緯を確認したい。	本件は1回目2回目ともに指名競争入札を実施したが、いずれも不調となったものである。 1回目の入札では5者を指名したが全者辞退となり、2回目の入札では1回目の入札で指名しなかった12者を指名したが、1回目と同様に全者辞退となり不調となった。 その後、工事主管課の意向を踏まえ、地方自治法施行令第167条の2第2項第8号の規定に基づき、1回目の競争に参加した事業者と契約を締結した。
入札を実施した結果不調となった場合、次にどのような対応をするか、どのように判断しているのか。	原則として、工事主管課の意向を確認して対応をしている。 その結果、同条件で再度入札を実施したり、工事内容を見直すため一度取下げを行っ

	たり、随意契約による契約締結を実施する場合がある。 なお、随意契約を行う場合には、随意契約を行う理由や、契約の相手方について慎重に判断をしているところである。 本件は、二度入札を実施し、合計１７者という相当数の事業者が競争に参加していることや、１回目の競争に参加し辞退した事業者がその後技術者の配置が可能となり、入札時から条件を変更せずに契約が可能となったことから、随意契約による契約締結は妥当であると判断したものである。
--	--

4 旧向島中学校屋内運動場バスケット装置修繕工事

委員の質疑、意見等	区の回答等
本件は運動器具設置という業種で入札を実施した結果不調となっているが、不調となった要因についてどのように考えているか。	東京電子自治体共同運営サービスにおいて運動器具設置の順位を持つ事業者の数が限られてしまうことから、本区内の事業者２者を指名して入札を行ったところ、１者が最低制限価格未満となり、もう１者が技術者の確保ができないことを理由に辞退したことで不調となったものである。
入札を実施した際の予定価格について、設定した金額が高額すぎたのではないか。	本件に限らず、工事の起工にあたっては東京都の基準単価を用いて工事金額を積算しているが、本件はバスケット装置の修繕という特殊な工事であり、東京都の基準単価が設定されていない部分があったため、この部分については、東京都の積算基準に準じ、参考として事業者から見積を取得したところである。 上記のとおり、東京都の基準単価と事業者からの見積を基に積算していることから、高額ではなく適切な価格であったと認識している。

5 文花児童館等複合施設新築に伴う発掘調査等業務委託

委員の質疑、意見等	区の回答等
発掘調査が必要となった経緯を確認したい。	文化財保護法により工事を行う際に文化財の調査が必要な地域が定められており、当該工事場所が対象地域内であったことから試掘調査を実施したところ文化財が確認されたため、東京都に所定の報告を行った。 その結果、東京都から発掘調査を行う様に指示があったため、本調査委託を実施したものである。
設定した予定価格や履行期間が妥当だったのか確認したい。	予定価格の設定にあたっては、過去に同様の発掘調査を実施した事業者から見積を取得して参考にしていることから、適切な価格であったと認識している。 履行期間については、本調査委託の業務内容として、文化財の調査整理、発掘及び報告書の作成といったものがあり、履行にあたって数年を要するものであることから、同様に適切な期間であったと認識している。
本件に発掘された文化財を保管するための費用は含まれているのか。	本件に関わらず、発掘された文化財については教育委員会事務局が倉庫を管理しており、そちらで保管していることから、保管そのものに必要となる費用は含んでいない。
入札結果を確認すると落札者と2番手以降の事業者の応札額に開きがあるが、こういった理由によるものと考えているか。	業務の性質上、事業者各々のノウハウにより、本件がどの程度の業務量になるかを想定し試算して応札したことや、複数者の競争の結果、事業者ごとに価格差が生じたものと考ええる。